

令和8年度 新潟県献血推進計画

令和8年3月
新潟県

1 献血により確保すべき血液の量

県内で必要とされる輸血用血液製剤及び国から示された血漿^{しょう}分画製剤の原料血漿^{しょう}確保目標量を県内の献血で確保する必要がある。

この目的を達成するため、令和8年度に必要とされる血液量の目安は、41,216 リットル（対前年度479リットル減）であり、内訳は次のとおりである。

(1) 全血採血による確保量

全血採血による確保目標量は22,966リットルであり、全体量としては前年度計画値との比較で494リットル減である。全血採血による確保目標量のうちの400ミリリットル採血割合は、98.9パーセントとする。

(2) 成分採血による確保量

成分採血による確保目標量は18,250リットルであり、全体量としては前年度計画値との比較で15リットル増である。

内訳は、血漿^{しょう}採血により13,315リットル（対前年度比886リットル減）、血小板採血により4,935リットル（対前年度比901リットル増）である。

血小板採血については、輸血用血液製剤及び血漿分画製剤（以下「血液製剤」という。）の高単位（15又は20単位）化を図る。

2 献血に関する普及啓発その他の目標量を確保するために必要な措置

(1) 献血推進の実施体制と役割

ア 県、市町村及び新潟県赤十字血液センターの役割

県、市町村及び新潟県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）は、より多くの住民から献血に参加していただくために、地域の実情に応じた啓発活動を行うことにより、献血への関心を高める必要がある。

そのため、県民に対し、献血の必要性や血液の利用状況等について、正確な情報を伝え、各種の普及啓発を行うとともに、献血者等の意見を踏まえ、その手法等の改善に努める。

イ 献血推進団体等の活用及び育成

○ 新潟県血液対策推進協議会

県は、新潟県献血推進計画の策定及びその実績の評価並びに献血に関する教育及び啓発を検討するため、新潟県血液対策推進協議会を開催する。

○ 献血支援協力推進会議

県は、献血支援団体、献血協力事業所、血液センター、保健所及び市町村との連携を図るため、献血に関する研修・意見交換会を開催する。

- 市町村・保健所献血担当者会議
保健所は、管内市区町村の献血担当者を対象に、献血行政に関する会議を開催し、献血思想の普及に関する知識の向上を図る。
- 民間献血推進団体の育成・強化
県は、献血者の確保及び献血会場の確保等を図るため、地域で献血を推進する民間組織の育成及び強化に努める。
また、献血以外の活動を行っているボランティア組織に対して、献血に関する情報を提供し、身近なボランティアである献血事業への協力を呼びかける。
市町村は、献血推進団体と連携し献血の推進に努めるほか、コミュニティ協議会など地域で活動する団体に対し、普及啓発への協力を依頼する。
- 学生ボランティアの育成等
県及び血液センターは、学生ボランティアクラブ等に対し、献血PR活動への参加を呼びかけるとともに、意見交換会を開催する等、若年層への献血思想の普及啓発に努める。

(2) 献血推進のための施策

ア 普及啓発の活動の実施

(7) 県民全般を対象とした普及啓発

a 献血推進キャンペーン等の実施

県、市町村及び血液センターは、全国一斉に行われる「愛の血液助け合い運動」（7月）、「はたちの献血キャンペーン」（1～2月）等を通じ、広く県民に献血への理解と協力を呼びかける。

○ 献血推進に関する広報

県、市町村及び血液センターは、テレビ、SNSを含むインターネット、ポスター等の各種広報媒体を効果的に活用し、献血の普及啓発に努める。
その際、ポスター等については、インターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。

○ 献血功労者表彰

県及び日本赤十字社新潟県支部は、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体、個人に対して感謝状を贈呈する。

○ 各種イベントへの参加による献血呼びかけ

県、市町村及び血液センターは、各種イベントを有効に活用し、献血思想の普及啓発に努めるものとする。

○ 血液センターは、県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している血漿分画製剤（しょうぶんわせいざい）について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼びかける。

b 企業等における献血の推進対策

○ 新規協力企業等の確保

県、市町村及び血液センターは、新規に献血に協力する企業等を確保するため、企業等への訪問等を行い、協力を呼びかけるとともに、特に若年層の献血促進について協力を求める。

また、市町村及び血液センターは、献血会場の周辺事業所等へも協力を呼びかける等、献血者の確保に努める。

○ 既存協力企業等の継続確保

血液センターは、協力企業等に対して感謝の意を表すとともに、継続的に協力していただくことを目的として、ホームページに協力企業（協力団体）名を掲載する。

c その他の対策

○ 複数回献血者の確保

血液センターは、献血 web 会員サービス（ラブラッド）を組織し、献血に関する情報発信等、各種サービスを提供することにより、複数回献血者の確保を推進するものとし、県及び市町村は、複数回献血の推進に協力するものとする。特に初回献血者に対して、重点的に継続的な献血への協力を呼びかけるとともに、若年層に対しては、「（イ）若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

○ 初回献血者の確保

県、市町村及び血液センターは、様々な媒体を活用するなどして、若年層を中心に初回献血者の確保に努める。

○ 400 ミリリットル献血の推進

県、市町村及び血液センターは、医療機関からの需要が高い 400 ミリリットル献血由来の製剤を安定的に供給するため、その必要性についてホームページや広報誌に掲載するほか、献血受付時などの様々な機会を捉えて広く 400 ミリリットル献血への協力を呼びかける。

○ 献血実施計画の着実な遂行

市町村は、採血日程等を十分に住民に広報するなど、献血受入配車計画で定めた受入予定人数の確保に努めるものとする。

(イ) 若年層を対象とした普及啓発

○ 効果的な広報手段等を活用した取組

県、市町村及び血液センターは、SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての普及啓発資材に国が作成した献血推進キャラクターを活用するなど、実行性のある取組を行う。

○ 普及啓発資材の配布

県、市町村及び血液センターは、高等学校、大学、専門学校等にポスター

等を配布するなど、若年層献血者の確保に努める。

○ 学校等における献血の情報提供

県、市町村及び血液センターは、小中学校現場での献血推進活動を含め、献血への理解を深めてもらう取組を行う。

県、市町村及び血液センターは、高等学校や医療従事者養成学校等において、献血普及講演会を実施する等ボランティア活動である献血についての情報提供を行い、若年層への普及啓発に努めるとともに、献血普及講演会等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける。

加えて、血液センターは、小・中・高校生を対象とした献血ルーム見学会を実施する。

○ 高校、大学、専門学校等における献血の推進

血液センターは、県及び市町村と協力し、高等学校等へ採血車を配車するなど、若年層の献血協力機会の確保に努める。

(ウ) 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

- 県、市町村及び血液センターは、次世代の献血者を育てていくために親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、親子で一緒に献血に触れ合えるような啓発を行う。

イ 採血所の環境整備等

(ア) 献血者が安心して献血できる環境の整備

- 血液センターは、献血の受入れに際して献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意する。その際、献血ができなかった者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。
- 血液センターは、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保するなど、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施するなど、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。
- 血液センターは、特に初回献血者が抱えている不安等を軽減することはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。このため、採血の手順や採血後に十分な休憩を取る必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血のたびごとに十分に行う。
- 血液センターは地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境づくり等を行い、より一層のイメージアップを図る。
- 血液センターは、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者へ対策

についての情報発信を適切に行う。

○ 県は、血液センターによるこれらの取組を支援する。

(イ) 献血者の利便性の確保

血液センターは、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ安定的に献血者を確保するため、具体的には、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施による献血機会の提供、及び献血者が利用しやすい献血受入時間帯の設定、ICTを活用したWEB予約の推進等、献血受入体制の一層の整備及び充実に努める。

3 その他献血の推進に関する重要事項

(1) 献血の推進に際し、配慮すべき事項

ア 血液検査による健康管理サービスの充実

血液センターは、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際し、献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認して、その結果を通知する。

また、低血色素により献血ができなかった者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。

イ 関係者による取組

官公庁及び企業等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し、積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境作りを推進する。

ウ まれな血液型の血液の確保

血液センターは、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その者の意向を踏まえ、登録を依頼する。

エ 献血者の意思を尊重した採血の実施

血液センターは、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分（200ミリリットル全血採血、400ミリリットル全血採血又は成分採血）や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。（なお、血液センターが献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることは可能である。）

(2) 輸血用血液製剤の在庫水準の把握と不足時の的確な対応

県及び血液センターは、製造販売業者等の保有する輸血用血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、血液センターが策定した対応マニュアルに基づき対策を講ずる。

なお、県及び市町村は、在庫不足時の血液センターからの緊急協力要請について、積極的に職員等へ協力を呼びかけるものとする。

(3) 災害時等における献血の確保等

- 県、市町村及び血液センターは、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量が確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、血液センターは、被害状況等の情報収集を行った上で、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。
- 血液センターは、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、採血事業者の取組を支援する。
- 採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、血液センターは、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心。安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。また、県及び市町村は、血液センターの取組を支援する。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

- 県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに血液センターによる受入れの実績を確認し、その評価を令和9年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。
- 県は、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について、献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。
- 血液センターは、県の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。併せて、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。